

# 令和3年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 事前質問まとめ

資料2

資料	ページ	ご意見・ご質問内容	回答
1	資料1 2	本文4行目「高齢」→「 <b>高齢者</b> 」 本文9行目「さらには」→「 <b>加えて</b> 」または「 <b>また</b> 」 (2段落目のはじめ「さらに近年」と重複しているため)	修正します。
2	資料1 5	「(1)計画の位置づけ」の文末に「宇治市地域福祉活動計画」についての位置づけを追加すべきと考えます。 (例) <b>また、地域の様々な社会資源とのネットワークを有する宇治市社会福祉協議会が策定する宇治市地域福祉活動計画においては、同一理念のもと、協働して緊密な連携体制により推進します。</b>	
3	資料1 16~17	フォントの統一(平成〇〇年))	
4	資料1 18~19	P18文頭「さらに」が前ページの文章と重複している。5行目及びP19の5行目「取組」の送り仮名がない。	
5	資料1 19	事業評価の説明としては分かりにくいと思います。 ①7行目「それぞれの事業についての遂行度合いを測ってきました」というくだりが、宇治市を含む実施主体があるなかで、宇治市が実施する事業についてのみ評価配点したということが明確に伝わってこない。 ②次ページを見て理解できましたが、ページの下に記載の表現を端的なものにしてはどうかと思います(R元とH23の比較であるということを知りやすく)	
6	資料1 19	「評価指標」の表内文に句点は不要	
7	資料1 25	本文最終行に次ページにつなげていく表記を追記してはどうでしょうか 「以下のとおりです。」 → (例)「 <b>以下の5項目にまとめ、次ページ以降に分析結果等を記載します。</b> 」	
8	資料1 31	II「地域福祉の推進を担う者」については、市民には意味がわからないため、説明書きが必要と考える。	掲載予定をしています。
9	資料1 31	III「福祉文化の発展」について、宇治市で「特徴のある福祉文化」とは、具体的にどのようなことをさすのか、教えていただきたい。	例として、ボランティア活動センターや学区福祉委員会が社協の傘下ではなく独立した組織として活動していること等が挙げられます。

# 令和3年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 事前質問まとめ

資料2

資料	ページ	ご意見・ご質問内容	回答	
10	資料2	31	基本視点Ⅰの下の文『年齢、国籍～～障害の特性に”拘り”なく』 「こだわり」ですが、意味としては「一つのことについて強く思い入れたり、執着する・考え方が一つに縛られてしまっている」という意味があり、少々きつい印象を受けました。「拘りなく」という部分を「関係なく」に変えれば、意味の整合性も取れるのでは無いでしょうか。	修正します。
11	資料1	32	コンセプト「ちはやひめ」『は』の部分 「はざまをなくし横断的な相談と支援へ」の”横断的な相談と支援へ”が、わかりづらく伝わり難いように感じました。 「横断的な」→「 <b>包括的な</b> 」に変えた方が意味の整合性が伝わり易く思います。いかがでしょうか。	
12	資料1	33	重点取組項目 ②重層的・包括的な相談および支援体制の整備という文章の”重層的”という文言が分かりづらく感じます。 「重層的・包括的な」→「 <b>強固な</b> 」に変えてみてはいかがでしょうか。	”重層的”という文言はR3.4.1施行の社会福祉法から使用しています。
13	資料1	35	「施策の方向」として記載されている次の表現を修正すべき  「多文化共生を基本として個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるような推進・支援」 →「多文化共生を基本として個人の尊厳と基本的人権を尊重し、 <b>地域課題解決に向け地域全体で進められる取り組みの推進・支援</b> 」 「地域福祉を担い手として活動している人々のつどいや情報共有の推進」 →「地域福祉の担い手として活動している人々の <b>連携の強化</b> 」 「地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組み」 →「地域の福祉サービス事業者 <b>等</b> との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の <b>取り組みの推進</b> 」	修正します。
14	資料1	36	1-(1)-1 ・現行では、「同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を課題としながら…」と、人権侵害を受ける当事者が列挙されていますが、(案)では、障害のある人が後段に送られ、難病患者等が難病等となっているのは何故ですか？	人権問題について、人権侵害を受ける側を特定せず、それらに関わるすべての人権侵害を克服すべきという考えから、表記の記載としています。 また、障害についても人権問題の解消という部分だけでなく、障害自体を多様性と捉えられる福祉社会の実現を目指すという考えから、表記の記載としています。
15	資料1	36	1-(1)-1 ・障害特性は発達障害の場合に使われるように思うのですが	市としては”障害特性”という文言について特定した使い方はしておりません。

# 令和3年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 事前質問まとめ

資料2

資料	ページ	ご意見・ご質問内容	回答
16	資料1 36	1-(1)-1 ・(案)の「互いの固有な尊厳」は、委員長が前回世界人権宣言を例に説明をうけましたが、確かに我が国の法令でもしばしば使われているもののその意味が、内容がどこまで一般には揺れなく理解されるでしょうか。孫引きで恐縮ですが、「松田純は「尊厳」ということばが使用されている法令はおよそ25ある。しかしながら「尊厳」の意味を明確に説明できる人はめったにいない。」(会田薫子「長寿時代の医療・ケア」)	委員会の中で他の委員からの意見も踏まえて、検討させていただきます。
17	資料1 36	1-(1)-2 「2 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します」とされているが、「促進」と「推進」の違いについて教えてほしい。	”推進”に修正します。
18	資料1 36	1-(1)-2、1-(3)-5 次ページ22の文中「公共施設の適切な維持管理」を本ページ1-(1)-2および1-(3)-5へも重ねて記載してはどうかと考えます。	22はバリアフリーや防災面等を包括的に記載したものであるため、まとめて記載をしています。
19	資料1 36	1-(2)-3 「各種機能低下」は、ことばとしては、「各種の機能低下」或いは「身体機能の低下」としては如何でしょうか？	修正します。
20	資料1 36	1-(3)-7 「福祉等の支援を必要とする犯罪をした人」とは随分持って回ったことばですが、「いわゆる累犯障害者」のことでしょうか？	再犯防止推進法のに基づき、“累犯”を含めて、初犯であっても、犯罪をした人が再び罪を犯すことのないよう支援を行うという考え方から、表記の記載としています。
21	資料1 36	1-(3)-8 ・「民生児童委員や学区福祉委員等による・・・学童の登下校など子どもの見守り活動」とありますが、実際に行っているのは地域の喜老会(老人クラブ)が1健康、2友愛、3奉仕の三大活動として確か11の地域の喜老会が行っています。ある地域では五つの喜老会が共同で「学童見守り隊」として40人が参加し、見守りと「おはようございます！」と笑顔であいさつをしています。一人暮らし高齢者訪問も友愛活動の一つです。「福祉委員等」と「等」の中に混入されるのは、心外です。	修正します。
22	資料1 36	1-(3)-8「防犯・防災のネットワークづくりの支援」について 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報し、どう活動を活性化するか具体例等も明示が必要では？	具体的な事業の内容については、今後の進捗管理として作成する「推進のめやす」に記載します。
23	資料1 36	1-(3)-9「災害時避難行動要支援者名簿」について 現在登録をされている方がどのくらいおられるのか(地区別)、また、プライバシー問題もあり、取り扱いの仕方にも問題があるのでは。登録者の増には町内会等の協力も必要です。「向こう三軒両隣」が大切。	登録者数は全体で4,007人(R3.9.27時点)です。また、自主防災組織(自治会・町内会等)と協定を結んで、提供を行っています。

# 令和3年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 事前質問まとめ

資料2

資料	ページ	ご意見・ご質問内容	回答	
24	資料1	37	2-(1)-11 「11 SNS等ICTの活用により、知識や経験を持った人や活動に興味を持つ人と、活動をつなぐしくみの構築を検討します。」を「11 SNS等ICTの活用により、知識や経験を持った人や活動に興味を持つ人と、活動をつなぐしくみを <b>構築します。</b> 」に修正すべき。	修正します。
25	資料1	37	2-(4)-17 ・現行のより積極的な支援が必要であって、NPO等との連携とは具体的にどのようなことでしょうか？	具体的な事業の内容については、今後の進捗管理として作成する「推進のめやす」に記載します。
26	資料1	37	2-(5) (5)「地域福祉活動や交流の拠点整備を推進」の中に「 <b>不登校・ひきこもりなど地域で支援を必要としている人の居場所づくりを推進します。</b> 」を追加されたい。	42の中に含めて記載します。
27	資料1	37	2-(5) ・コロナ禍で集会所が使用できず地域での活動も大幅に縮小しなければならなかった。集会所が地域福祉活動の必要条件であることを痛感しました。 ・21と22は入れ替えて、「 <b>公共施設とりわけ町内会自治会の活動の拠点・地域福祉活動の拠点であり、ユニバーサルデザイン仕様に改装と同時に避難所となることを考察し、適正規模で適正配置に努める。</b> 」	ユニバーサルデザインについては1-(1)-2において記載しています。また、集会所の在り方については担当課の方で検討が進められているところです。
28	資料1	38	3-(1)-24 「包括的当事者組織である地域老人クラブ(喜老会)や、ふれあいサロン活動等地域でのきずなづくりを支援します」	修正します。
29	資料1	38	3-(1)-25 「25 地域におけるソーシャルワークを担う福祉専門職の育成を含めた、見守りから課題の発見、関係機関との連携、情報共有の体制の構築を検討します」を「25 地域におけるソーシャルワークを担う福祉専門職の育成を含めた、見守りから課題の発見、関係機関との連携、情報共有の体制を <b>構築します</b> 」に修正すべき。	
30	資料1	38	3-(2) 「地域福祉の担い手」・担い手の定義は？私は、担い手は、地域住民とりわけ町内会自治会・地域の喜老会や活動団体の役員(=ボランティア)	
31	資料1	38	3-(2) 「(2)地域福祉の担い手として活動している人々のつどいや情報共有を推進します」を「(2)地域福祉の担い手として活動している人々の <b>連携を強化します</b> 」に修正すべき。	
32	資料1	40	5-(1)-42 「42ひきこもりに関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課と連携し、早期解決へと導く仕組みを構築します。」を「42 <b>不登校・ひきこもり</b> に関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課と連携し、早期解決へと導く仕組みを構築します。」	

# 令和3年度第3回宇治市地域福祉推進委員会 事前質問まとめ

資料2

資料	ページ	ご意見・ご質問内容	回答
33 資料1	40	5-(2)-46 「46」の「協議会で検討します」とされているが、協議会の名称を表記すべきではないか。	協議会は成年後見制度の利用促進に関する組織として今後検討するものであり、現時点で名称は未確定であるため、表記していません。
34 資料1	40	5-(3) 「(3)より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します」を「(3)より効果的な広報・情報提供を <b>推進します</b> 」に修正すべき	修正します。
35 資料1	40	5-(3)-48 「48正確な情報をより多くの人に、個々に合った広報媒体での発信を推進します」を「48正確な情報をより多くの人に <b>届けるため</b> 、個々に合った広報媒体での発信を推進します」に修正すべき	
36 資料1	40	5-(3) 表内(3)48の次の項目として、情報通信機器の利用について、誰もが活用できるデジタル社会の構築を目指すため(例)「 <b>情報格差を生むことのない、人にやさしいデジタル化を支援します</b> 」等を追加してはどうでしょうか	関連部署と調整の上、修正します。